第二条　地方税法の一部を次のように改正する。

第二十条の十三中「事務及び」を「事務、」に改め、「規定する事務」の下に「及び附則第七十条第二項後段に規定する事務」を加える。

附則第三条の三第一項中「並びに附則第四十五条」を「、附則第四十五条並びに附則第六十一条」に改める。

附則第五十九条第一項中「次条第一項及び附則第六十一条第一項」を「附則第六十二条第一項及び第六十三条第一項」に改める。

附則第六十二条を附則第六十四条とし、附則第六十一条を附則第六十三条とし、附則第六十条を附則第六十二条とし、附則第五十九条の次に次の二条を加える。

（新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例）

第六十条　道府県民税の所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時例に関する法律（令和二年法律第二十五号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。）第五条第四項に規定する指定行事（第三項において「指定行事」という。）の同条第一項に規定する中止等（第三項において「中止等」という。）により生じた同条第一項に規定する入場料金等払戻請求権（次項から第四項までにおいて「入場料金等払戻請求権」という。）の全部又は一部の放棄のうち住民の福祉の増進に寄与するものとして当該道府県の条例で定めるもの（次項において「道府県払戻請求権放棄」という。）を同条第一項に規定する指定期間（次項から第四項までにおいて「指定期間」という。）内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に道府県放棄払戻請求権相当額の第三十七条の二第一項第三号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、道府県民税に関する規定を適用する。

2　前項に規定する道府県放棄払戻請求権相当額とは、同項の納税義務者がその年の指定期間内において道府県払戻請求権放棄をした部分の入場料金等払戻請求権の価額に相当する金額（第三十七条の二第一項各号に掲げる寄附金の額及びその放棄をした者に特別の利益が及ぶと認められるものの金額を除く。）の合計額（当該合計額が二十万円を超える場合には、二十万円）をいう。

3　市町村民税の所得割の納税義務者が、指定行事の中止等により生じた入場料金等払戻請求権の全部又は一部の放棄のうち住民の福祉の増進に寄与するものとして当該市町村の条例で定めるもの（次項において「市町村払戻請求権放棄」という。）を指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に市町村放棄払戻請求権相当額の第三百十四条の七第一項第三号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、市町村民税に関する規定を適用する。

4　前項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額とは、同項の納税義務者がその年の指定期間内において市町村払戻請求権放棄をした部分の入場料金等払戻請求権の価額に相当する金額（第三百十四条の七第一項各号に掲げる寄附金の額及びその放棄をした者に特別の利益が及ぶと認められるものの金額を除く。）の合計額（当該合計額が二十万円を超える場合には、二十万円）をいう。

（新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例）

第六十一条　道府県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第六条第四項の規定の適用を受けた場合における附則第五条の四の二第一項の規定の適用については、同項中「令和十五年度」とあるのは、「令和十六年度」とする。

2　市町村民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第六条第四項の規定の適用を受けた場合における附則第五条の四の二第五項の規定の適用については、同項中「令和十五年度」とあるのは、「令和十六年度」とする。

附則に次の十三条を加える。

（新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補塡特別交付金の交付）

第六十五条　国は、固定資産税及び都市計画税の収入が前二条の規定による課税標準の特例（以下この条から附則第六十七条までにおいて「課税標準特例」という。）により減少することに伴う道府県及び市町村（第七百三十四条第一項後段及び第七百三十五条第一項後段の規定により市とみなされる都を含む。附則第七十条第二項を除き、以下同じ。）の減収を補塡するため、令和三年度から令和六年度までの間、道府県及び市町村に対して、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補塡特別交付金（以下「特別交付金」という。）を交付する。

2　特別交付金の種類は、固定資産税減収補塡特別交付金（固定資産税の課税標準特例による減収額を埋めるために令和三年度から令和六年度までの各年度において交付する交付金をいう。第四項及び次条において同じ。）及び都市計画税減収補塡特別交付金（都市計画税の課税標準特例による減収額を埋めるために令和三年度において交付する交付金をいう。以下同じ。）とする。

3　令和三年度から令和六年度までの各年度分として交付すべき特別交付金の総額は、令和三年度にあつては当該年度における次条第一項に規定する固定資産税減収補塡特別交付金総額及び附則第六十七条第一項に規定する都市計画税減収補塡特別交付金総額の合算額とし、令和四年度から令和六年度までの各年度にあつては当該年度における次条第一項に規定する固定資産税減収補塡特別交付金総額とする。

4　令和三年度から令和六年度までの各年度分として各道府県又は各市町村に対して交付すべき特別交付金の額は、令和三年度にあつては当該年度における次条第二項から第四項までの規定により交付すべき固定資産税減収補塡特別交付金の額並びに附則第六十七条第二項及び第三項の規定により交付すべき都市計画税減収補塡特別交付金の額の合算額とし、令和四年度から令和六年度までの各年度にあつては当該年度における次条第二項から第四項までの規定により交付すべき固定資産税減収補塡特別交付金の額とする。

（固定資産税減収補塡特別交付金の額）

第六十六条　令和三年度から令和六年度までの各年度分として交付すべき固定資産税減収補塡特別交付金の総額は、各道府県及び各市町村における当該年度の固定資産税の課税標準特例による減収見込額の合算額に相当する額として予算で定める額（第四項において「固定資産税減収補塡特別交付金総額」という。）とする。

2　令和三年度から令和六年度までの各年度分として各道府県に対して交付すべき固定資産税減収補塡特別交付金の額は、各道府県における当該年度の固定資産税の課税標準特例による減収額に相当する額として総務省令で定めるところにより算定した額とする。

3　令和三年度から令和六年度までの各年度分として各市町村に対して交付すべき固定資産税減収補塡特別交付金の額は、各市町村における当該年度の固定資産税の課税標準特例による減収額に相当する額として総務省令で定めるところにより算定した額とする。

4　固定資産税減収補塡特別交付金総額と、当該年度において前二項の規定により各道府県及び各市町村について算定した固定資産税減収補塡特別交付金の額の合算額との間に差額があるときは、総務省令で定めるところにより、その差額を各道府県及び各市町村の固定資産税減収補塡特別交付金の額で按分し、当該按分した額に相当する額をそれぞれ当該道府県又は当該市町村の固定資産税減収補塡特別交付金の額に加算し、又はこれから減額する。